



# 情報通

2018. February 2月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会  
 題字：神津 信一 (四谷)  
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

## 今年は電子納税にもトライ！

情報システム委員会委員 大木 進次郎

国税庁によると国税の納付手段ごとの納付件数の割合は、金融機関や税務署の窓口での現金納付75.6%、コンビニ納付3.9%、口座振替納付13.8%、電子納税6.6%となっています(平成28年度)。電子申告の普及度合に対して、納税の電子化はまだまだ一般的ではないようですが、「納税で銀行などへ行くのが面倒」といった顧問先もあると思いますので、今回は電子納税についてまとめてみます。

### 国税の電子納税

国税の電子納税は大きく①ダイレクト納付、②インターネットバンキング等による電子納税に分かれます。また、昨年からクレジットカード納付も始まっています。

注) 電子納税全体に共通する事項として、領収書は発行されないこと、利用可能税目や利用可能金融機関等を事前に確認する必要があること、また、通知を受け取るためにメールアドレスを登録することが挙げられます。

#### 1. ダイレクト納付

事前に登録した口座から電子申告後、すぐに簡単な操作で納付することができます。電子申告が可能な税目のほか、納付情報を登録すれば全税目が対象になります。

最初に届出をすれば納付手続きが簡単なダイレクト納付は、振替納税のない法人税や法人の消費税、納付回数の多い源泉所得税に向くのではないのでしょうか。なお、平成30年1月から複数口座を登録して、納付時に選択することが可能になっています。

事前準備 e-Taxの利用開始手続き・ダイレクト納付利用届出書の提出

手順① e-Taxで電子申告、又は、納付情報登録依頼を送信

手順② メッセージボックスの受信通知からダイレクト納付の即時納付、又は、期日指定納付を選択して納付(図1参照)

(図1) メッセージボックスの受信通知の例

手順③ メッセージボックスの完了通知で納付状況を確認

注) ダイレクト納付利用届出書の提出から実際に利用可能になるまで1ヶ月程度かかること、税理士が本人に代わって手続きする場合には口座残高不足などが生じないよう十分な注意が必要なが挙げられます。

#### 2. インターネットバンキング等による電子納税

事前にe-Taxに納付情報データを登録するなどして、インターネットバンキングやモバイルバンキング、対応ATMで納税する方法で、登録方式と入力方式の二つがあります。

##### 1) 登録方式

e-Taxソフト等を利用して事前に納付金額等の納付情報を登録してからインターネットバンキング等で納付します。全ての税目で利用できます。

事前準備 e-Taxの利用開始手続き、インターネットバンキング等の契約

手順① 納付情報データをe-Taxで送信して登録(納付情報登録依頼: 図2参照)

(図2) 納付情報登録依頼

(図3) インターネットバンキング等での入力項目

金融機関のシステムでの欄の名称	対応するe-Taxの欄の名称
「納付番号」欄	利用者識別番号
「確認番号」欄	納税用確認番号
「納付区分」欄	納付区分番号

(出典: 国税庁HP)

手順② メッセージボックスの受信通知から納付区分番号等を確認(図1参照)

手順③ 金融機関のインターネットバンキング画面「税金・各種料金払込(ペイジー)」等で納付区分番号などを入力すると納税者名や納付金額等が画面に表示されますので、確認のうえ納税します。(図3参照)  
 ※納税用確認番号はe-Taxホームページの「メッセージボックスの確認」へログインすると登録・変更できます。

##### 2) 入力方式

事前に納付情報の登録をせずに、自分で納付目的コードを作成して、インターネットバンキングや対応ATMで直接情報を入力します。対象税目は申

告所得税、法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税及び復興特別所得税、復興特別法人税の6税目になります。

事前準備 e-Taxの利用開始手続き、インターネットバンキング等の契約

手順① 自身で納付目的コードを作成(図4参照)

手順② 金融機関のインターネットバンキング画面の「税金・各種料金払込(ペイジー)」等で納付目的コードなどを入力して納税(入力方式では納付金額なども全て自分で入力する必要があります)

(図4) 納付目的コードの作成

(A)税目番号	+	(B)申告区分コード	+	(C)元号コード	+	(D)課税期間(和暦)
---------	---	------------	---	----------	---	-------------

(出典: 国税庁HP)

#### 3. クレジットカード納付

手許に申告書等を用意して、専用サイトで必要事項を入力することで、クレジットカードで納税ができます。分割払い・リボ払いが可能で、24時間運営であることなど一般のネットショッピングとそれほど変わりません。決済手数料がかかりますが、納税にもポイントが付くカード(カード会社に確認が必要です)で納税すれば得になるかもしれません。

注) 利用可能なカードが決まっていること。また、一度の手続きにつきカードの決済可能額以下で、かつ、一千万円未満が限度です。なお、源泉所得税については事前にe-Taxで徴収高計算書データを送信後に、メッセージボックスから専用サイトへアクセスする必要があります。

##### ○スマホでコンビニ納税が可能に!

平成30年税制改正大綱にコンビニでの国税納付が盛り込まれました(平成31年開始予定)。電子申告後にQRコードの発行を受けてスマホに表示させ、それによりコンビニのコピー機等で納付書を印刷、レジで納付といった流れになるようです。

### 地方税の電子納税

eLTAXでも国税の登録方式に似た方法で電子納税が可能です。①電子申告と連動させる方法(対象税目は法人道府県民税・法人事業税・法人市町村民税、個人住民税等で、税理士が納付手続き可能)、②納付情報を入力する方法(主に法人道府県民税等の見込み納付用)がありますが、法人の申告に対応する地方公共団体は少ないので事前確認が必要です。

事前準備 eLTAXの利用届出(新規)でIDを取得、eLTAXで対象税目の利用届出、インターネットバンキング等の契約

手順① 電子申告データから連動又は入力によりeLTAXで納付情報発行依頼を送信

手順② ポータルセンターから返送されてきた納付情報を確認

手順③ 金融機関のインターネットバンキング画面「税金・各種料金払込(ペイジー)」等で区分番号などを入力して納税

##### ○法人の電子納税に対応している地方公共団体が少ない

現在では全国の地方公共団体でeLTAXによる法人の電子申告が可能ですが、電子納税については法人の申告まで対応しているところは少数ですから、法人税や消費税は電子納税できても地方税は銀行で納税する必要があることが多いのが現状です。

##### ○法人の道府県民税・市町村民税、事業税の電子納税

電子納税に対応する地方公共団体はまだ少ないですが、東京都は都道府県レベルで対応しているため23区内所在の法人は法人税、消費税、都民税、事業税の納税を全て電子納税することができます。

##### ○特別徴収分の住民税の電子納税

電子納税に対応しているのは横浜市などごくわずかです。納付先市区町村の多い事業者は金融機関の有料サービスを利用している状況です。

### 今後の電子納税

全ての地方公共団体での電子納税対応に向け、共通電子納税システムの導入が平成31年10月運用開始を目標に推進されることになっています。対象税目として地方法人二税と特別徴収住民税が列挙されていますので、数年中に事業者にも日常的に発生する税金のほとんどが電子納税に対応する可能性もあります。

納税者側からの電子納税へのニーズは今後高まってくるものだと思いますので、いつでも対応できるようにしておきましょう!

### 情報システム委員会では電子申告に関する質問(電子申告・電子納税・マイナンバー取扱)を募集します!

電子申告に関する疑問をお持ちの方は、<本会HP>=><税理士の方へ>=><税理士のためのIT講座>=><電子申告等に関する質問コーナー>にアクセスのうえ、「質問内容募集フォーム」にてお送りいただくか、電子メール(johosystem@tokyozeirishikai.jp)にて①氏名②税理士登録番号③質問内容をご記入のうえお送りください。回答は本会情報システム委員会にて作成後、「電子申告等に関する質問コーナー」ページへ掲載し、総務部メールニュースにてお知らせいたします(支部及び氏名は非公開です)。